

○柳川市観光駐車場条例

(設置)

第1条 本市の観光における駐車環境の改善及び観光客の利便性を図るため、市は、駐車場を設置する。

(名称及び位置)

第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
柳川市筑紫町観光駐車場	柳川市筑紫町647番地
柳川市白秋観光駐車場	柳川市矢留本町40番地13
柳川市稲荷町観光駐車場	柳川市稲荷町103番地

(駐車できる自動車)

第3条 駐車場に駐車することができる自動車は、普通自動車、小型自動車及び軽自動車とする。

2 前項に規定する「普通自動車」、「小型自動車」及び「軽自動車」とは、次の各号に掲げる自動車であつて、当該各号に定めるもの（2輪自動車を除く。）をいう。

(1) 普通自動車 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条に規定する普通自動車（次号及び第3号に掲げるものを除く。）をいう。

(2) 小型自動車 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。次号において「省令」という。）別表第1に定める小型自動車をいう。

(3) 軽自動車 省令別表第1に定める軽自動車をいう。

(供用時間)

第4条 駐車場の供用時間は、午前0時から午後12時までとする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の供用時間を変更することができる。

(月ぎめ駐車)

第5条 市長は、駐車場の利用に支障がない範囲で月ぎめ駐車をさせることができる。

2 月ぎめ駐車により駐車場を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 市長は管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

4 市長は、第2項の許可をした時は、月ぎめ駐車により駐車場を利用する者（以下「月ぎめ利用者」という。）に、駐車券を交付するものとする。

5 月ぎめ利用者は、その月ぎめ駐車券を他人に売り渡し、及び譲渡し、または貸与してはならない。

(使用料)

第6条 駐車場に自動車を駐車する者は、使用料を現金で納付しなければならない。ただし、月ぎめ利用者にあつては、納付書により納付するものとする。

2 使用料の額は、別表に定めるところにより計算した額とする。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

4 使用料は、自動車が駐車場から退場する際に、自動料金精算機により徴収するものとする。ただし、月ぎめ利用者の場合は、許可の際、一括して前納しなければならない。

(使用料の減免)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減免することができる。

(1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車を駐車したとき。

(2) 国、地方公共団体その他公共団体の職員が公用若しくは公共用又は公益事業の用にために利用するとき。

(3) その他市長が公益上特に使用料を減免する必要があると認める利用であるとき。

(利用の制限等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、駐車場の利用を制限し、停止若しくは退去を命じ、又は月ぎめ駐車場の許可を取り消すことができる。

(1) 利用者がこの条例に違反して駐車場を利用したとき、又は違反して利用しようとするとき。

(2) 月ぎめ駐車場の許可の内容又は条件に違反したとき。

(3) 災害その他やむを得ない理由が生じたとき。

(禁止行為)

第9条 駐車場の利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 自動車の駐車を妨げること。

(2) 駐車場の施設若しくは設備又は駐車中の自動車を損傷するおそれのある行為をすること。

(3) 火気を使用する等危険な行為をすること。

(4) みだりに騒音を発すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を来す行為をすること。

(損害賠償)

第10条 駐車場の利用者は、自己の責めに帰すべき理由により駐車場の施設を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(市の賠償責任)

第11条 市は、駐車場に駐車中の自動車及び当該自動車に附置又は保管された物について、盗難、紛失、破損等の事故及び人身事故が発生したことにより利用者が損害を受けることがあっても、その損害の責めを負わない。

(放置自動車に関する措置)

第12条 市長は、自動車が駐車場に相当の期間にわたり放置されているときは、当該放置自動車の所有者（以下「所有者」という。）を調査し、所有者に対し、放置自動車を撤去するよう勧告し、又は命ずることができる。

2 市長は、前項の場合において、所有者又は所有者の連絡先が不明であるときは、当該放置自動車を廃棄物として認定することができる。

3 市長は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめその旨を告示しなければならない。

4 市長は、前項の告示後6か月を経過したときは、当該放置自動車を廃棄物として処分することができる。

5 市長は、前項の処分後所有者が判明した場合においては、処分に要した費用を所有者に請求することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成18年規則第41号で平成18年11月1日から施行)

(平成25年4月1日から平成27年5月31日までの使用料の特例)

2 平成25年4月1日から平成27年5月31日までの間、1回当たりの駐車時間が1時間に満たないときは、第5条の規定にかかわらず、使用料は無料とする。

附 則 (平成20年3月28日条例第13号)

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成20年規則第12号で平成20年4月1日から施行)

附 則 (平成22年8月30日条例第22号)

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成22年規則第36号で平成22年11月1日から施行)

附 則 (平成25年3月25日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第6条関係)

料金区分	金額
1時間まで	無料
1時間を超える場合 (月ぎめ駐車の場合を除く。)	利用1回に月300円。ただし、午前0時の前後にまたがって駐車した時は、そのまたがった回数に1を加えた数に300円を乗じた額とする。
月ぎめ駐車の場合	1月につき4,000円

備考 月ぎめ駐車の場合は、毎月の1日から末日までをもって1月とし、1月未満の端数がある時は、これを1月として計算する。